

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇治市  
総務・市民協働部  
総務課  
電話 22-3141 番  
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
株T-Flap

## 目次

### 規 則

- 規則第22号 宇治市財務規則の一部を改正する規則  
……………（契約課）…2
- 規則第23号 宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則  
……………（契約課）…2
- 規則第24号 宇治市デイホーム条例施行規則の一部を改正する  
規則……………（長寿生きがい課）…2
- 規則第25号 宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部  
を改正する規則……………（市民協働推進課）…5
- 規則第26号 宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の  
一部を改正する規則……………（男女共同参画課）…6
- 規則第27号 宇治市菟道ふれあいセンター条例施行規則の一部  
を改正する規則……………（市民協働推進課）…6
- 規則第28号 宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改  
正する規則……………（長寿生きがい課）…8
- 規則第29号 宇治市産業振興センター条例施行規則の一部を改  
正する規則……………（産業振興課）…8

### 告 示

- 告示第81号 公金事務の委託……………（博物館管理課）…8

### 公 告

- 公告第49号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更  
……………（農林茶業課）…9
- 公告第50号 農用地利用集積等促進計画の認可  
……………（農林茶業課）…9
- 公告第54号 都市公園の設置……………（公園緑地課）…9

### 教 育 委 員 会

- 規則第7号 宇治市就学援助規則の一部を改正する規則……………9

### 監 査 委 員

- 公表第11号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………10
- 公表第12号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………10
- 公表第13号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………10
- 公表第14号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………10

### 農 業 委 員 会

- 公告第6号 農業委員会定例総会の招集……………11

### 公 営 企 業

- 規程第3号 宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料  
の減額に関する規程……………11

## 規 則

宇治市財務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。  
令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市規則第22号

宇治市財務規則の一部を改正する規則  
宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第107条の4第2号中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。  
第111条第1項中「、契約書」を「、契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「記名押印」を「記名押印（電磁的記録にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。））。第4項において同じ。）」に改める。  
第112条第1項中「仮契約書」を「仮契約書（仮契約内容を記録した電磁的記録を含む。）」に改め、同条第2項中「書面」を「書面又は当該事項を記録した電磁的記録」に改める。  
第140条第2項中「文書」を「文書又は当該事項を記録した電磁的記録」に改める。  
附 則  
この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。  
令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市規則第23号

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則  
宇治市文書等管理規則（平成10年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。  
第36条に次の1項を加える。  
3 第1項本文の規定にかかわらず、施行文書が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により作成する契約内容を記録した電磁的記録である場合は、公印の押印に代えて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を付与しなければならない。  
附 則  
この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市デイホーム条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。  
令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

### 宇治市規則第24号

宇治市デイホーム条例施行規則の一部を改正する規則  
宇治市デイホーム条例施行規則（平成7年宇治市規則第28号）の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

（使用区分）

第2条 宇治市デイホーム（以下「デイホーム」という。）の設備の使用区分は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

| 設備               | 使用区分 |                            |
|------------------|------|----------------------------|
| デイルーム            | 個人使用 | 市内に居住する60歳以上の者             |
| 介護者教育室 ボランティアルーム | 団体使用 | 社会福祉関係団体 その他市長が適当であると認める団体 |

第4条の見出し中「使用」を「個人使用」に改め、同条第1項中「デイホームを使用しよう」を「第2条に規定する個人使用の設備を使用しよう」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「個人使用」に改め、同条中「デイホーム」を「設備」に改める。

第7条を第11条とし、第6条中「及び」を「、第6条から第9条まで及び」に、「、同条中」を「、第4条及び第6条から第8条までの規定中」に、「、別記様式中」を「、第9条第1項中「デイホームの職員（以下「職員」という。）」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「職員」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中」に改め、同条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

（団体使用の申請）

第6条 第2条に規定する団体使用の設備（以下「団体使用設備」という。）を使用しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、宇治市デイホーム使用許可申請書（別記様式第3号。以下「使用許可申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請団体は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申請団体の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により使用の許可の申請をすることができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

4 使用許可申請書の提出は、団体使用設備を使用しようとする日の3日前までにしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（団体使用の許可）

第7条 市長は、使用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、宇治市デイホーム使用許可書（別記様式第4号。以下「使用許可書」という。）を申請団体に交付するものとする。ただし、申請団体が、前条第2項の規定により使用の許可の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

（団体使用の取消し等の手続）

第8条 団体使用設備の使用の許可を受けた団体（以下「使用団体」という。）は、その使用を取り消し、又は許可された事項を変更しようとするときは、宇治市デイホーム使用取消・変更許可申請書（別記様式第5号。以下「使用取消・変更許可申請書」という。）により速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による使用の取消し又は許可された事項の変更を許可したときは、宇治市デイホーム使用取消・変更許可書（別記様式第6号。以下「使用取消・変更許可書」という。）を使用団体に交付するものとする。

（許可書の提示）

第9条 使用団体は、団体使用設備の使用に際し、使用許可書又は使用取消・変更許可書をデイホームの職員（以下「職員」という。）に提示しなければならない。

2 第7条ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合にあつては、前項の規定による使用許可書の提示については、職員の使用団体に対する確認をもつてこれに代えるものとする。  
別記様式第1号中「様」を「宛て」に改め、「@」を削

り、「性別男・女」を「電話番号」に改める。  
電話番号  
別記様式第2号中「男・女」を削り、同様式の次に次の4様式を加える。

別記様式第3号（第6条関係）

宇治市デイホーム使用許可申請書

|                                                                           |                          |      |  |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------|--|
| 使用目的                                                                      |                          |      |  |
| 使用設備名                                                                     |                          |      |  |
| 使用日時                                                                      | 年 月 日（曜日）<br>時 分から 時 分まで |      |  |
| 使用予定人員                                                                    | 名                        |      |  |
| 使用備品                                                                      | 品 名                      | 数 量  |  |
|                                                                           |                          |      |  |
| 使用責任者                                                                     | 住 所                      |      |  |
|                                                                           | 氏 名                      | 電話番号 |  |
| 使用条件                                                                      |                          |      |  |
| 備 考                                                                       |                          | 許可番号 |  |
| 上記のとおり使用したいので申請します。<br>年 月 日<br>申請者 住 所<br>団 体 名<br>氏 名<br>電話番号<br>宇治市長宛て |                          |      |  |

別記様式第4号（第7条関係）

宇治市デイホーム使用許可書

|        |                          |     |  |
|--------|--------------------------|-----|--|
| 使用目的   |                          |     |  |
| 使用設備名  |                          |     |  |
| 使用日時   | 年 月 日（曜日）<br>時 分から 時 分まで |     |  |
| 使用予定人員 | 名                        |     |  |
| 使用備品   | 品 名                      | 数 量 |  |
|        |                          |     |  |

|                                                                                                                                                            |     |      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|
|                                                                                                                                                            |     |      |
| 使 用 責 任 者                                                                                                                                                  | 住 所 |      |
|                                                                                                                                                            | 氏 名 | 電話番号 |
| 使 用 条 件                                                                                                                                                    |     |      |
| 備 考                                                                                                                                                        |     | 許可番号 |
| <div>宇治市デイホーム条例第4条第1項の規定により許可します。</div> <div>年 月 日</div> <div>申請者 住 所</div> <div>団 体 名</div> <div>氏 名</div> <div>電話番号</div> <div>宇治市長 <span>印</span></div> |     |      |

別記様式第5号（第8条関係）

宇治市デイホーム使用取消・変更許可申請書

|                                                                                                                                        |     |                                                                      |                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 使 用 目 的                                                                                                                                |     |                                                                      |                         |
| 許可年月日                                                                                                                                  |     | 年 月 日                                                                | 使 用 時 年 月 日・時 分から 時 分まで |
| 許可番号                                                                                                                                   |     | 使 用 設備名                                                              |                         |
| 取消し・変更                                                                                                                                 | 内 容 | <input type="checkbox"/> 使用日の取消し・変更 <input type="checkbox"/> 使用設備の変更 |                         |
|                                                                                                                                        | 理 由 | <input type="checkbox"/> 使用目的の変更 <input type="checkbox"/> その他        |                         |
|                                                                                                                                        | 事 項 | 変 更 前                                                                | 変 更 後                   |
|                                                                                                                                        |     |                                                                      |                         |
| 使用責任者                                                                                                                                  |     | 住 所                                                                  |                         |
|                                                                                                                                        |     | 氏 名 電話番号                                                             |                         |
| 使用の条件                                                                                                                                  |     | 使 用 備 品（変更後）                                                         |                         |
|                                                                                                                                        |     | 品 名                                                                  | 数 量                     |
| 備 考                                                                                                                                    |     |                                                                      |                         |
| <div>上記のとおり使用取消し・変更を申請します。</div> <div>年 月 日</div> <div>申請者 住 所</div> <div>団 体 名</div> <div>氏 名</div> <div>電話番号</div> <div>宇治市長宛て</div> |     |                                                                      |                         |

## 別記様式第6号（第8条関係）

## 宇治市デイホーム使用取消・変更許可書

|         |     |                                                                                                                                       |              |                   |     |
|---------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------|-----|
| 使 用 目 的 |     |                                                                                                                                       |              |                   |     |
| 許可年月日   |     | 年 月 日                                                                                                                                 | 使 用 時<br>日 時 | 年 月 日・時 分から 時 分まで |     |
| 許可番号    |     |                                                                                                                                       | 使 用<br>設備名   |                   |     |
| 取消し・変更  | 内 容 | <input type="checkbox"/> 使用日の取消し・変更 <input type="checkbox"/> 使用設備の変更<br><input type="checkbox"/> 使用目的の変更 <input type="checkbox"/> その他 |              |                   |     |
|         | 理 由 |                                                                                                                                       |              |                   |     |
|         | 事 項 | 変 更 前                                                                                                                                 |              | 変 更 後             |     |
|         |     |                                                                                                                                       |              |                   |     |
| 使用責任者   |     | 住 所                                                                                                                                   |              |                   |     |
|         |     | 氏 名                                                                                                                                   |              | 電話番号              |     |
| 使用の条件   |     |                                                                                                                                       |              | 使 用 備 品（変更後）      |     |
|         |     |                                                                                                                                       |              | 品 名               | 数 量 |
| 備 考     |     |                                                                                                                                       |              |                   |     |

上記のとおり許可します。

年 月 日

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

電話番号

宇治市長

印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の宇治市デイホーム条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により申請され、又は交付されているこの規則の施行の日以後におけるデイホームの使用に係る様式書類は、改正後の宇治市デイホーム条例施行規則の規定により申請され、又は交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示濟)

宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第25号

宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する  
規則

宇治市コミュニティセンター条例施行規則（昭和63年宇治市規

則第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「者」を「者（以下「申請者」という。）」に、「」に」を「。以下「使用許可申請書」という。）」に」に改め、同条第 2 項本文中「前項の規定による申請」を「使用許可申請書の提出期間」に、「期間にしなければならない」を「ところによる」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線と接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により使用の許可の申請をすることができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第5条第1項中「)を」を「。以下「使用許可書」という。)を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、第3条第2項の規定により使用の許可の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

第5条第3項を削る。

第6条を次のように改める。

(使用の取消し等の手続)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り消し、又は許可された事項を変更しよう

とするときは、宇治市コミュニティセンター使用取消・変更許可申請書（別記様式第3号）により速やかに市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による使用の取消し又は許可された事項の変更を許可したときは、宇治市コミュニティセンター使用取消・変更許可書（別記様式第4号。以下「使用取消・変更許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（許可書の提示）

- 第6条の2 使用者は、センターの使用に際し、使用許可書又は使用取消・変更許可書をセンターの職員（以下「職員」という。）に提示しなければならない。

- 2 第5条第1項ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合にあつては、前項の規定による使用許可書の提示については、職員の使用者に対する確認をもつてこれに代えるものとする。

第13条中「第8条」を「第6条」に改め、「とあり、及び「係員」」を削り、「、第9条第2項中」を「、第6条の2第1項中「センターの職員（以下「職員」という。））」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「職員」とあるのは「指定管理者」と、第7条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中」に改める。

別記様式第3号中「宇治市コミュニティセンター使用取消・変更申請書」を「宇治市コミュニティセンター使用取消・変更許可申請書」に改め、「様」を「宛て」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別記様式第3号の規定により申請されているこの規則の施行の日以後における宇治市コミュニティセンター使用取消・変更申請書は、改正後の別記様式第3号の規定により申請されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の宇治市コミュニティセンター条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第26号

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則（平成15年宇治市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者」を「者（以下「申請者」という。））」に、「」を市長に提出しなければ」を「。以下「使用許可申請書」という。）により市長に申請しなければ」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項の申請書は、使用日」を「使用許可申請書は、使用しようとする日（以下「使用日」という。））」に改め、同項後段及び各号を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当

該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により使用の許可の申請をすることができる。

- 3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第5条中「、第3条第1項の申請書」を「、使用許可申請書」に、「」を「。以下「使用許可書」という。）を」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、第3条第2項の規定により使用の許可の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

第6条第1項中「」により」を「。以下「使用取消・変更許可申請書」という。）により」に改め、同条第3項中「及び」を「又は」に、「」を申請者」を「。以下「使用取消・変更許可書」という。）を使用者」に改める。

第8条第1項中「係員」を「センターの職員（以下「職員」という。））」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第5条ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合にあつては、前項の規定による使用許可書の提示については、職員の使用者に対する確認をもつてこれに代えるものとする。

第9条第8号中「係員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市菟道ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第27号

宇治市菟道ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市菟道ふれあいセンター条例施行規則（昭和62年宇治市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者」を「者（以下「申請者」という。））」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により使用の許可の申請をすることができる。

第3条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

- 4 使用許可申請書の提出期間は、ふれあいセンターを使用しようとする日（以下「使用日」という。）の1月前の日から使用日の3日前までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4条第1項中「、前条第1項の規定による申請があつた」を「、使用許可申請書を受理した」に、「」を当該申請をした者」を「。以下「使用許可書」という。）を申請者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、前条第2項の規定により使用の許可の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

第4条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

（使用の取消し等の手続）

第5条 条例第5条の規定により、ふれあいセンターの使用の許可

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定による申請をした使用者は、その使用を取り消し、又は許可された事項を変更しようとするときは、電子情報処理組織を使用する方法により申請することができる。
- 3 前項の規定により行われた申請については、使用取消・変更許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。
- 4 市長は、第1項の規定による使用の取消し又は許可された事項の変更を許可したときは、宇治市寛道ふれあいセンター使用取消・変更許可書（別記様式第4号。以下「使用取消・変更許可書」という。）を使用者に交付するものとする。ただし、使用者が、

別記様式第3号中「宇治市**菟**道ふれあいセンター使用取消・変更申請書」を「宇治市**菟**道ふれあいセンター使用取消・変更許可申請書」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

#### 宇治市規則第28号

宇治市地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則  
宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成5年宇治市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「設備」を「設備（以下「団体使用設備」という。）」に、「団体は」を「団体（以下「申請団体」という。）は」に、「」により「を」を「。以下「使用許可申請書」という。）により」に改め、同条第2項本文中「前項の規定による申請は、」を「使用許可申請書の提出は、団体使用設備を」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、申請団体は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により使用の許可の申請をすることができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第7条第1項中「、前条の規定による申請があつた」を「、使用許可申請書を受理した」に、「」を「。以下「使用許可書」という。）を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、申請団体が、前条第2項の規定により使用の許可の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

第7条第2項を削る。

第8条の見出し中「及び変更の」を「等の」に改め、同条第1項中「前条第1項に規定する許可証の交付を受けた団体が、許可された事項を取り消し、又は」を「団体使用設備の使用の許可を受けた団体（以下「使用団体」という。）は、その使用を取り消し、又は許可された事項を」に改め、同条第2項中「、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めた」を「、前項の規定による使用の取消し又は許可された事項の変更を許可した」に、「」を当該申請をした団体」を「。以下「使用取消・変更許可書」という。）を使用団体」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（許可書の提示）

第8条の2 使用団体は、団体使用設備の使用に際し、使用許可書又は使用取消・変更許可書をセンターの職員（以下「職員」という。）に提示しなければならない。

2 第7条ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合にあつては、前項の規定による使用許可書の提示については、職員の使用団体に対する確認をもつてこれに代えるものとする。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

#### 宇治市規則第29号

宇治市産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則  
宇治市産業振興センター条例施行規則（平成17年宇治市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「者」を「者（以下「申請者」という。）」

に、「」を「。以下「使用許可申請書」という。）により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項本文の規定による申請書の提出」を「使用許可申請書の提出期間」に、「期間にしなければならない」を「ところによる」に改め、同項第1号中「する日」を「する日（以下「使用日」という。）」に改め、同項第2号中「使用しようとする日の3箇月」を「使用日の3月」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により使用の許可の申請をすることができる。

3 前項の規定により行われた申請については、使用許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

第5条中「」を「。以下「使用許可書」という。）を」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請者が、第3条第2項の規定により使用の許可の申請をしたときは、使用許可書の交付を省略することができる。

第6条第1項中「」を「。以下「使用取消・変更許可申請書」という。）により」に、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定による申請をした使用者は、その使用を取り消し、又は許可された事項を変更しようとするときは、電子情報処理組織を使用する方法により申請をすることができる。

第6条第3項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定により行われた申請については、使用取消・変更許可申請書により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

4 市長は、第1項の規定による使用の取消し又は許可された事項の変更を許可したときは、宇治市産業振興センター施設使用取消・変更許可書（別記様式第4号。以下「使用取消・変更許可書」という。）を使用者に交付するものとする。ただし、使用者が、第2項の規定により使用の取消し又は許可された事項の変更の申請をしたときは、使用取消・変更許可書の交付を省略することができる。

第8条中「、第5条又は第6条第2項に規定する許可書をセンターの職員」を「、使用許可書又は使用取消・変更許可書をセンターの職員（以下「職員」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条ただし書の規定により使用許可書の交付を省略した場合又は第6条第4項ただし書の規定により使用取消・変更許可書の交付を省略した場合にあつては、前項の規定による使用許可書又は使用取消・変更許可書の提示については、職員の使用者に対する確認をもつてこれに代えるものとする。

第9条第8号中「センターの職員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

（揭示済）



#### 宇治市告示第81号

## 公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年7月17日

宇治市長 松村 淳子

## 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

- (1) 株式会社日本旅行  
東京都中央区日本橋一丁目19番1号
- (2) クラブツーリズム株式会社  
東京都江東区豊洲五丁目6番52号
- (3) 株式会社阪急交通社  
大阪市北区梅田二丁目5番25号
- (4) 株式会社農協観光  
東京都大田区平和島六丁目1番1号

## 2 委託事務

旅客幹旋契約（クーポン契約）に係る施設使用料の徴収

## 3 指定日

令和8年4月1日

## 4 委託日

令和8年4月1日

## 5 委託期間

- (1) 株式会社日本旅行  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) クラブツーリズム株式会社  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 株式会社阪急交通社  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 株式会社農協観光  
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 公 告

## 宇治市公告第49号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和8年7月1日

宇治市長 松村 淳子

## 1 縦覧期間

令和8年7月1日以後、常時備え置くこととします。

## 2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

（掲示済）

## 宇治市公告第50号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により

次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年7月1日

宇治市長 松村 淳子

## 1 農用地利用集積等促進計画の概要

（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

| 申請年度  | 申請番号 | 権利の設定をする土地                                |
|-------|------|-------------------------------------------|
| 令和8年度 | 第8号  | 宇治市榎島町幡貫155                               |
| 令和8年度 | 第9号  | 宇治市榎島町一丁田96<br>宇治市榎島町外13-3<br>宇治市榎島町外13-4 |
| 令和8年度 | 第10号 | 宇治市伊勢田町中遊田163                             |
| 令和8年度 | 第11号 | 宇治市小倉町蓮池13                                |

## 2 認可した日

令和8年7月1日

（掲示済）

## 宇治市公告第54号

都市公園の設置について

次の公園について、都市公園として供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告します。

なお、その関係図面は、宇治市都市整備部公園緑地課において、一般の縦覧に供します。

令和8年7月17日

宇治市長 松村 淳子

| 名称       | 位置及び区域                                           | 供用開始の期日   |
|----------|--------------------------------------------------|-----------|
| 下居第2遊園   | 宇治下居97番17                                        | 令和8年7月17日 |
| 大垣内第2遊園  | 宇治山本79番14<br>菟道大垣内41番44<br>菟道大垣内79番              |           |
| 東内遊園     | 宇治東内45番2                                         |           |
| 半白第6遊園   | 宇治半白108番2                                        |           |
| 半白第3児童遊園 | 宇治半白20番41                                        |           |
| 半白第2児童遊園 | 宇治半白54番29<br>宇治半白54番30<br>宇治半白152番8<br>宇治半白152番9 |           |
| 米阪児童遊園   | 宇治米阪33番19                                        |           |
| 一番割第4遊園  | 五ヶ庄一番割46番41<br>羽戸山三丁目1番301                       |           |
| 大垣内児童遊園  | 菟道大垣内68番5<br>菟道大垣内68番18<br>菟道大垣内68番28            |           |

## 教育委員会

宇治市就学援助規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年6月29日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

## 宇治市教育委員会規則第7号

宇治市就学援助規則の一部を改正する規則

宇治市就学援助規則（昭和55年宇治市教育委員会規則第9号）

の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「の閲覧」を「及び児童扶養手当の受給状況の閲覧」に、「第2号」を「第2号及び第3号」に改め、同項第2号中「）の」を「）の収入状況がわかる」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童扶養手当を受給している場合は、第2条第2号に規定する世帯に属する者の前年（1月から3月までの間に申請書を提出する場合は、前々年）の児童扶養手当の受給額がわかる書類
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和8年6月30日

宇治市監査委員

池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
真田 敦史

- 1 監査の結果を公表した日  
令和8年6月17日（宇治市監査委員公表第7号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 産業観光部 農林茶業課

監査期間 令和8年1月5日～令和8年2月18日

| 監査結果（指摘事項） |                                                                    | 措置状況等（改善内容）                                                                     |
|------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1          | 補助金支出状況について<br>支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。 | 宇治市補助金等交付規則及び補助金等の交付に関する事務処理上の留意事項を確認し、以後、適正に処理するよう課内で周知しました。今後は適正な事務の執行を徹底します。 |

監査対象 産業観光部 文化スポーツ課

監査期間 令和8年1月5日～令和8年2月18日

| 監査結果（指摘事項） |                                                                    | 措置状況等（改善内容）                                                   |
|------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1          | 補助金支出状況について<br>支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。 | 宇治市補助金等交付規則及び補助金等の交付に関する事務処理上の留意事項を確認し、以後、適正に処理するよう課内で周知しました。 |

(揭示済)

宇治市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和8年6月30日

宇治市監査委員

池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
真田 敦史

- 1 監査の結果を公表した日  
令和8年6月17日（宇治市監査委員公表第8号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 産業観光部 文化スポーツ課

アクティオ株式会社

監査期間 令和8年1月5日～令和8年2月18日

| 監査結果（指摘事項） |                            | 措置状況等（改善内容）                             |
|------------|----------------------------|-----------------------------------------|
| 1          | 施設の使用許可について<br>使用許可申請書の様式の | 既に措置を講じ、様式を修正しました。今後は適正な事務の執行に努めてまいります。 |

|   |                                                          |                                                    |
|---|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
|   | 一部不備等が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。                         | す。                                                 |
| 2 | 施設設備等の維持管理について<br>消防用設備の機器点検が未実施であった。今後は適正な事務の執行に努められたい。 | 既に措置を講じ、令和7年度より実施しています。今後は適正な事務の執行に努めてまいります。       |
| 3 | 備品管理状況について<br>備品台帳の登録品名と異なるものが見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。    | 備品台帳の登録品名の修正を会計室に依頼し速やかに修正を行います。今後は適正な管理に努めてまいります。 |

(揭示済)

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和8年6月30日

宇治市監査委員

池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
真田 敦史

- 1 監査の結果を公表した日  
令和8年6月17日（宇治市監査委員公表第9号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 総務・市民協働部 総務課

監査期間 令和8年2月2日～令和8年3月24日

| 監査結果（指摘事項） |                                                                    | 措置状況等（改善内容）                     |
|------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1          | 補助金支出状況について<br>支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。 | 補助金の交付決定後に支出負担行為を起票するようには正している。 |

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課

監査期間 令和8年2月2日～令和8年3月24日

| 監査結果（指摘事項） |                                                                    | 措置状況等（改善内容）                     |
|------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1          | 補助金支出状況について<br>支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。 | 補助金の交付決定後に支出負担行為を起票するようには正している。 |
| 2          | 備品管理状況について<br>備品台帳の登録品名と異なるものが見受けられた。今後は適正な管理に努められたい。              | 備品台帳の登録品名が現物と合致するよう、備品台帳を修正した。  |

(揭示済)

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和8年6月30日

宇治市監査委員

池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
真田 敦史

- 1 監査の結果を公表した日  
令和8年6月17日（宇治市監査委員公表第10号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課

西小倉地区コミュニティ推進協議会

監査期間 令和8年2月2日～令和8年3月24日

| 監査結果（指摘事項） |                                                                                                         | 措置状況等（改善内容）                    |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 1          | 施設設備等の維持管理について<br><br>警備等業務委託について、業務完了前の支払いが見受けられた。履行確認後の支払いを徹底されるとともに、年度末の業務委託については、協議会会計規則に基づき処理されたい。 | 履行確認後の支払いとするよう、委託業者との調整を行っている。 |

監査対象 総務・市民協働部 市民協働推進課  
南宇治地区コミュニティ推進協議会

監査期間 令和8年2月2日～令和8年3月24日

| 監査結果（指摘事項） |                                                                                                                      | 措置状況等（改善内容）                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1          | 施設設備等の維持管理について<br><br>清掃等業務委託について、業務完了前の支払い及び業務完了報告書の未受理が見受けられた。履行確認後の支払いを徹底されるとともに、年度末の業務委託については、協議会会計規則に基づき処理されたい。 | 業務完了報告書の提出を受けた上で履行確認後の支払いとするよう、委託業者との調整を行っている。 |

（揭示済）

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第36回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年7月3日

宇治市農業委員会  
会長 吉田 利一

開会日時 令和8年7月6日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
  - 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
  - 3 専決事項の報告
  - 4 その他

公 営 企 業

宇治市上下水道事業管理規程第3号

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の一部を改正する規程

宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程（令和4年宇治市上下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「  
1, 678, 000円 1, 938, 000円  
」

「  
1, 686, 000円 1, 955, 000円  
」

、938, 000円に」を「1, 955, 000円に」に、「219, 000円」を「216, 000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市低所得者の水道使用料及び公共下水道使用料の減額に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に決定のあった水道使用料及び公共下水道使用料の減額について適用し、同日前に決定のあった水道使用料及び公共下水道使用料の減額については、なお従前の例による。

（揭示済）